

# 西宮市母親学級実施要綱

## (目的)

第1条 母子保健法第9条に基づき、母性または乳児もしくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠・出産または育児について集団的に必要な指導及び助言を行うことにより、母子保健に関する知識の普及に努めることを目的とする。また、グループワークを行うことで、出産・育児における仲間づくりも目的とする。

## (実施対象者)

第2条 西宮市民の妊婦を対象とする。

## (実施場所)

第3条 保健福祉センター等で実施。

## (事業内容)

第4条 事業内容としては概ね以下のものとする。

1 講座2回シリーズで、集団的に指導を行う。

妊娠中の栄養、日常生活の過ごし方、妊婦体操、産後の生活、育児等。

## (担当者)

第5条 母親学級の担当者は、保健師、栄養士、助産師、事務職員、その他の者によって構成する。

## (周知方法)

第6条 市政ニュース、ホームページなどによる。

## (関係機関との連携)

第7条 市は、西宮市医師会等と十分に連携をとり、計画の策定、事業の実施について、協力を求め、事業の円滑な推進を図るものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は市長が別に定める。

## (施行期日)

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。